

社会福祉法人あゆみ会 役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あゆみ会の役員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員報酬等)

第3条 役員が理事会、監事会、評議員会に出席した場合は、日額 税抜き 5 千円の報酬を支払うものとする。

2 役員が理事会、監事会、評議員会以外の勤務を行った場合、勤務実績に基づき原則 1 日につき 1 万円を支払うものとする。

3 第1項の理事会、監事会、評議員会に対する旅費は、同項の報酬に含むものとする。但し、第2項の勤務に関し旅費が発生した場合は、報酬とは別に実費を支払うものとする。

(役員報酬支払時期)

第4条 報酬は、その都度支払うものとする。その際に支払えなかった場合は、速やかに支払うものとする。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

平成30年6月14日改正。

社会福祉法人あゆみ会 評議員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あゆみ会の評議員の報酬等について定めるものとする。

(評議員報酬等)

第2条 評議員が評議員会に出席した場合は、日額 税抜き 5千円の報酬を支払うものとする。

2 評議員が評議員会以外の勤務を行った場合、勤務実績に基づき原則1日につき1万円を支払うものとする。

3 第1項の評議員会に対する旅費は、同項の報酬に含むものとする。但し、第2項の勤務に関し旅費が発生した場合は、報酬とは別に実費を支払うものとする。

(評議員報酬支払時期)

第3条 報酬は、その都度支払うものとする。その際に支払えなかった場合は、速やかに支払うものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年6月14日改正。

社会福祉法人あゆみ会 評議員選任・解任委員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あゆみ会の評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

(評議員選任・解任委員報酬等)

第2条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した場合は、日額税抜き5千円の報酬を支払うものとする。

2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会以外の勤務を行った場合、勤務実績に基づき原則1日につき1万円を支払うものとする。

3 第1項の評議員選任・解任委員会に対する旅費は、同項の報酬に含むものとする。但し、第2項の勤務に関し旅費が発生した場合は、報酬とは別に実費を支払うものとする。

(評議員選任・解任委員報酬支払時期)

第3条 報酬は、その都度支払うものとする。その際に支払えなかった場合は、速やかに支払うものとする。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

平成30年6月14日改正。